

産業構造審議会環境部会
第14回廃棄物・リサイクル小委員会

1. 日時：平成17年10月17日（火）14時00分～15時52分
2. 場所：経済産業省本館17階 国際会議室
（東京都千代田区霞が関1-3-1 本館17階西3）
3. 議題
 - (1) 品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインのフォローアップについて
 - (2) 資源有効利用促進法省令改正について
 - (2) 各種リサイクル法を巡る最近の状況について
 - ・資源有効利用促進法
 - ・容器包装リサイクル法
 - ・家電リサイクル法
 - ・自動車リサイクル法

4. 委員名簿（敬称略・50音順）

小委員長

永田 勝也 早稲田大学理工学部教授

委員

浅野 直人 福岡大学法学部教授
生島 功 日本百貨店協会環境委員会委員長
石井 一夫 読売新聞社論説委員
石井 和男 社団法人全国都市清掃会議専務理事
石井 邦夫 社団法人全国産業廃棄物連合会副会長
今泉 嘉久 社団法人日本オフィス家具協会副会長
岡田 元也 日本チェーンストア協会環境委員会委員長
角田 禮子 主婦連合会副会長
加藤 勝 千葉県庁環境生活部長
郡嶋 孝 同志社大学経済学部教授
河野 光雄 内外情報研究会会長
小山 達治 日本ガラスびん協会会長
坂戸 誠一 全国中小企業団体中央会常任理事
佐藤 芳明 財団法人家電製品協会環境担当役員会議委員長
三幣 利夫 社団法人日本貿易会常務理事
篠原 徹 日本商工会議所常務理事
篠原 善之 社団法人日本化学工業協会環境安全委員長

関沢 秀哲 社団法人日本鉄鋼連盟環境・エネルギー政策委員会委員長
高橋 一隆 全国商店街振興組合連合会専務理事
辰巳 菊子 社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事
田村 泰夫 日本鉱業協会理事・技術部長兼環境保安部長
寺田 範雄 全国商工会連合会専務理事
永松 恵一 社団法人日本経済団体連合会常務理事
新美 春之 石油連盟環境安全委員会委員長
野口 泰彦 社団法人日本アルミニウム協会専務理事
服部 哲夫 社団法人日本自動車工業会環境委員会委員長
早瀬 佑一 電気事業連合会環境委員会委員長
船木 正昭 板硝子協会環境・技術委員会委員長
細田 衛士 慶應義塾大学経済学部部長
松尾 正洋 日本放送協会解説員
三輪 正明 日本製紙連合会パルプ・古紙部会長
森 浩志 東京都環境局廃棄物対策部長
寄本 勝美 早稲田大学政治経済学部教授

5. 配付資料

資料1 議事次第

資料2 委員名簿

資料3 品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインのフォローアップ

資料3-1 リサイクルガイドラインのフォローアップの要旨

資料3-2 品目別ガイドラインの概要版

資料3-3 業種別ガイドラインの概要版

資料3-4 品目別ガイドラインの本編

資料3-5 業種別ガイドラインの本編

資料4 塩化ビニル製建設資材の表示の標準となるべき事項を定める省令の一部改正について（資源有効利用促進法関係）

資料5-1 資源有効利用促進法の施行状況

1. 製品含有物質に関する情報提供措置等について
2. ポリエチレンテレフタレート製の容器等に係る識別表示の見直しの検討について
3. 自動車用バッテリーの回収・リサイクル推進のための方策について

資料5-2 容器包装リサイクル法の施行状況

資料5-3 家電リサイクル法の施行状況

資料5-4 自動車リサイクル法の施行状況

【永田小委員長（早稲田大学理工学部教授）】若干定刻前ですけれども、すでに皆さんお集まりいただいていますので、早速ですが第14回になります廃棄物・リサイクル小委員会を開催させていただきます。ご多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。まずはじめに事務局から、委員の方々の交代、それから事務局の異動がありましたので、紹介してもらいます。どうぞ。

【横田リサイクル推進課長】それでははじめに新しく就任されました委員の方々をご紹介いたします。日本百貨店協会環境委員会委員長であられました喜連元昭委員に代わりまして生島功委員が、読売新聞社論説委員であられました榊井成夫委員に代わりまして石井一夫委員が、千葉県庁環境生活部長であられました米田謙之輔委員に代わりまして加藤勝委員が、社団法人日本貿易会常務理事であられました吉田靖男委員に代わりまして三幣利夫委員が、全国商店街振興組合連合会専務理事であられました内藤博光委員に代わりまして高橋一隆委員が、日本鉱業協会理事・技術部長兼環境保安部長であられました岩坂光富委員に代わりまして田村泰夫委員が、社団法人日本アルミニウム協会会長であられました加藤仁委員に代わりまして野口泰彦委員が、電気事業連合会環境委員会委員長であられました服部拓也委員に代わりまして早瀬佑一委員が、板硝子協会環境・技術委員会委員長であられました久本千春委員に代わりまして船木正昭委員が、以上の委員の方々がそれぞれ就任されました。

次に事務局も人事異動がありましたので、ご紹介させていただきます。地球環境担当審議官でありました深野の後任として、伊藤が着任いたしました。なおご挨拶が遅れましたが、井内の後任として本年7月にリサイクル推進課長に着任いたしました横田でございます。これまでと同様、委員の皆様には引き続きご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。

【永田小委員長】どうもありがとうございました。それではいまご紹介のありました伊藤審議官のほうから一言ご挨拶をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

【伊藤大臣官房審議官】ただいまご紹介いただきました伊藤でございます。よろしくお願いをいたします。

座った形で恐縮でございますが、本日の小委員会の開催に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はご多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本小委員会は平成13年以降、まさに3Rのわが省の中心的な施策の1つであります。推進に向けまして多大なご貢献をいただいていることに対し、改めてお礼と感謝を申し上げたいと存じます。

これまで当委員会においてご議論いただきました成果は、各種リサイクル法やガイドラインという形で結実しておりますし、また本日は資源有効利用促進法に基づく判断基準省令の一部改正についてご議論をいただくとともに、昨年改定いたしました廃棄物・リサイクルガイドラインに基づく各事業者の1年間の取組の状況、及び循環型経済社会の構築に向けた各種法制度の1年間の施行の状況につきまして、ご報告をさせていただきたく存じております。

また本小委員会の下容器包装リサイクルワーキンググループの提言を踏まえ、本年6月に成立いたしました容器包装リサイクル法の一部改正法の内容や、製品3Rシステム高度化ワーキング・グループの提言を受け、本年7月1日から運用が開始されました製品含有物質に関する情報提供措置等の内容についても、ご紹介させていただきたく存じます。

委員の皆様方におかれましては、こうしたこれまでの成果、あるいは今後の取り組んでい

くべき課題につきまして活発にご議論いただき、各種3R政策の高度化を通じたわが国における循環型社会の構築に向けて、引き続きご指導を賜りたく存じます。よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

【永田小委員長】 どうもありがとうございました。それでは、議事に入ります前に、事務局より配付資料の確認をさせていただきます。

【横田リサイクル推進課長】 配付資料の確認をさせていただきます。配付資料につきましては、1枚紙で配付資料一覧というものを配付させていただいていますが、資料1が議事次第です。資料2が委員会の委員名簿です。資料3として、3-1、3-2、3-3、3-4、3-5と5種類の資料が付いています。それから資料4「塩化ビニル製建設資材の表示の標準となるべき事項を定める省令の一部改正について」という1枚紙が付いています。それから資料5-1「資源有効利用促進法の施行状況」、資料5-2「容器包装リサイクル法の施行状況」、5-3「家電リサイクル法の施行状況」、5-4「自動車リサイクル法の施行状況」、資料は以上です。不足等がありましたら、お教えいただければお配りいたします。よろしくお願いいたします。

最後にご発言の際のマイクの使い方についてご説明させていただきますが、皆様の目の前に器械がありますけれども、真ん中のオン・オフのところを押していただきますと赤くライトが点きますので、この状態でお話しいただければマイクが使える状態になっているということです。それからご発言をされる方はネームプレートを立てていただければ、委員長のほうから指名させていただきます。

以上です。よろしくお願いいたします。

【永田小委員長】 よろしいでしょうか。それでは議事に入らせていただきます。資料1にありますように、本日の議題は3つです。

1番目のリサイクルガイドラインのフォローアップ、3つ目の各種リサイクル法をめぐる最近の状況につきましては、先ほど審議官のほうからもお話がありましたように、最近の1年間の3R政策の進捗状況、あるいは検討の状況についてこちらからご報告するものですが、成果や進捗の今後のあり方等について何かご指摘いただく点、ご意見等がありましたら、積極的にご発言いただければと思っています。

2番目の資源有効利用促進法省令の改正であります。これにつきましては、塩化ビニル製建設資材の表示の標準となるべき事項を定める省令の一部改正案についてご議論いただくものです。よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、1番目のリサイクルガイドラインのフォローアップのほうから入らせていただきます。では、事務局のほうから説明をしてください。

【横田リサイクル推進課長】 それではお時間を取らせていただきまして、リサイクルガイドラインのフォローアップについてご紹介させていただきます。

廃棄物処理・リサイクルガイドラインにつきましては、資料の3-1から3-5まで、5つの資料があります。簡単に申し上げますと、3-1はリサイクルガイドラインにつきまして全体的な、今回新しくまとまったところ等を簡単に抜粋して整理したものです。3-2は品目別のリサイクルガイドラインにつきまして、簡単にそれぞれのところを半ページずつにまとめて書いたものです。3-3は同じように半ページずつにまとめて書いた業種別のリサイクルガイドラインです。3-4、3-5がそれぞれ品目別と業種別のリサイクルガイドラ

インの本体です。資料の構成は以上のようになっています。資料3-1及び3-2、3-3を使いまして、簡単にリサイクルガイドラインのフォローアップの概要につきましてご紹介させていただきます。

まず資料3-1の冒頭を見ていただければと思います。

リサイクルガイドラインにつきましては、平成2年に初めて作成されましたあと、毎年2年に1回ずつのペースで8度の改定を経て、現在の17年度改定が現在のリサイクルガイドラインですけれども、対象品目は35品目、18業種につきましてガイドラインをまとめています。これにつきましては、品目、業種のカバー率としては一般廃棄物量の約70%、産業廃棄物の約40%程度です。リサイクルガイドラインの改定をとおして、リサイクル関連法対象である品目・業種についての実施方針という性格も有していると考えています。以降、簡単にリサイクルガイドラインの改定の状況についてご説明をさせていただきます。

まず開いていただいて2ページ目です。目標値の改定部分につきましては、まず品目別ガイドラインにつきまして整理してはありますが、新たに盛り込んだ目標値として、紙、ガラスびん、スチール缶、アルミ缶、プラスチック（PETボトル、プラスチック製容器包装）、ぱちんこ遊技機等、こういうところにつきまして、それぞれ重量比で2%程度削減するとか、そういうさまざまな目標値が今回新しく盛り込まれています。

次に見直した目標値ですけれども、最近、取組の進展によりすでに目標値が達成されているものもありますので、そういうものについて見直しをしています。紙・パルプ製造業につきまして60%であったものを62%に上げているとか、そういう形の見直しを行われています。ここで1点だけ修正をさせていただきますが、紙・パルプ製造業における古紙利用率の改定のところに「60%（平成22年度）」となっていますが、この「22年度」は間違いです。17年度の目標が60%でありまして、新たに22年度の目標として62%に見直しをしているということです。

この目標値の見直しにつきましては、紙以外につきましてもガラスびんのカレット利用率、プラスチック、発泡スチロール製のもののリサイクル率、それから農業用プラスチックのリサイクル率、さらには次のページに行きまして、建設資材で繊維版・パーティクルボード、こういうものの廃棄物の減量化等につきまして見直しを行っています。

品目別につきましては以上のような目標値の改定を実施していますが、業種別のガイドラインにつきましては、まず新たに盛り込んだ目標値としては、自動車部品製造業について産業廃棄物の再資源化率を70%とするというようなことを新たに盛り込んでいます。

見直した目標値としては、繊維工業の分野、流通業の分野につきそれぞれ目標値を見直しています。特に流通業につきましては、今回容器包装リサイクル法のこともありまして、新たに目標値の見直し等を実施しています。

業種別につきましては、産業廃棄物の最終処分量の削減というのが非常に大きな目標としてありますけれども、そういうものにつきましても見直しが行われては、化学工業につきまして70%削減から75%削減とか、石油精製業につきましても同じような見直しを実施しています。

目標値の改定等につきましては以上ですが、4ページを開いていただくと、このあとはそれぞれの分野ごとに簡単にそれぞれの取組の例を整理しています。

まず3R対策の拡充・強化ということで、リデュースということから言いますと、蛍光灯等につきまして寿命を9,000時間から12,000時間に延長するという形で、結果的に廃棄物のリデュースということにつながるという取組が行われていますし、同じように技術開発等が紙・パルプ製造業、ゴム製品製造業で行われています。

リユースにつきましては複写機の分野においてリユースの取組が行われては、「部

品をリユースした量が2,530 t」と書いてありますけれども、そのような取組が実施されています。

それからリサイクルにつきましてはさまざまな取組が行われているわけですが、一番最初の「紙、ガラスびん、スチール缶、アルミ缶、プラスチック」の分野につきましては、これは容器包装の分野でありますけれども、「3R推進団体連絡会」というのを結成して自主行動計画を策定すると同時に、消費者の方々とか自治体の方々とのいろいろなディスカッションの場というのを作られるなどの取組がなされています。

同じようにリサイクルにつきましては、自動車につきましては自動車リサイクル法がありますし、オートバイ、自転車、小形二次電池、カセットボンベ、エアゾール缶、消火器、非鉄金属製造業、リース業、セメント製造業とさまざまな分野でリサイクルの取組が実施されています。

それから広報・普及の分野におきましてもいろいろな活動が行われていて、5ページ目の下のほうにいくつか書かせていただいておりますが、スチール缶につきましては普及用ポスターを作成し、キャップ付き容器の排出方法の普及啓発のポスターを作成して全国の市区に配付するなどの活動が行われていますし、プラスチックの分野でも学校に対して体験学習講座を提供するとか、小型ガスボンベについては周知徹底のためのいろいろな広報を行っているということが実施されています。流通業でもさまざまなことが実施されています。

6ページ、環境配慮設計及び製品含有物質への対応ですが、こちらにつきましては1つはバイオプラスチック、生分解性プラスチックにつきましては、グリーン購入法に基づく特定調達品目として採用されるということが行われていますし、自動車・オートバイの分野では鉛関係の使用の削減というのが実施されています。複写機につきましては、これはR o HS対応のことですが、臭素系の難燃剤については2003年までに全廃されていますし、残りのカドミウム、水銀、鉛、六価クロムにつきましては2006年中に全廃という形での取組が行われています。同じように自動販売機につきましても、アセスメントガイドラインに分解容易性等の評価項目を追加するなどの取組が行われています。

技術開発につきましては、プラスチック、電線、建設資材、鉄鋼業、繊維工業、石油精製業、それぞれの分野においてリサイクルに向けた技術開発、またJ I Sの策定等の活動が行われている状況です。

今後講じる予定の措置ということでは、小形二次電池等につきましてはリサイクル協力店を拡大していくとか、同じようにオートバイ、板ガラス製造業についてもリサイクルシステムの構築について、業界として1つの方向を打ち出していただいております。

環境配慮設計・技術開発等という形では、同じように小形二次電池等の使用時間の延長、寿命の延長、そのような形の技術開発に今後取り組んでいくということについて、ガイドラインの中に記載していただいております。

ガイドラインの概要としては以上です。

そのあとに別添の1というものがありますが、これはガイドラインは35品目、18業種と大部ですので、いくつかまとめさせていただいて、ガイドラインの状況についてわかりやすく整理させていただいたものです。

まず個別の目標値について整理したのが別添の1です。紙、ガラスびんとそれぞれ品目別に目標値、目標年度、現状の実績、参考実績等が別添1の中に整理されています。別添1の1ページは表裏で品目別になっています。2ページは表裏で業種別という形で整理させていただきます。

次の別添2は廃棄物処理リサイクル・ガイドラインの策定・改定等の経緯です。平成2年に10の業種別、15の品目別のガイドラインが策定されたあと見直しが行われてい

まして、最近では平成11年度以降2年ごとに見直しをしてきているという状況にあります。現在のガイドラインは平成17年10月、昨年見直しをされたものです。

別添3につきましては、このガイドラインと同様に各工業会様のほうでガイドラインに沿った形の自主ガイドラインを、細かいガイドラインを整理していただいています。アセスメントマニュアルとかそういうものを整理していただいています。そういうものについて一覧表にさせていただきました。網掛けの部分が今回新しくなっている部分です。別添3は表裏でそのような形での整理をさせていただきます。

別添4は、最近非常に話題になっています有用金属に関する取組、金属系のものがいろいろなものの中に入って、「都市鉱山」という言葉も最近ありますけれども、そういうものの中から有用金属を取り出し、回収し、リサイクルして利用していくべきではないかという議論が最近高まっていますけれども、そのような観点から整理させていただいてもものが別添4です。小形二次電池につきましては、ニッケル、カドミウム、リチウムイオン電池からはコバルト、アルミ、そういうものの回収がこのガイドラインの中にも取り込まれています。

業種別のほうにつきましては、化学工業のところでは使用済みの触媒からモリブデン、バナジウム等の有用金属の回収、電気事業のほうは重油灰、原油灰からバナジウム等の希少金属についての検討、そういうものがガイドラインの中に取り込まれています。

最後に「参考」を見ていただければと思いますが、廃棄物処理リサイクルガイドラインの中にさまざまなリサイクル率、各種再資源化率というのが出てきます。再資源化率はなかなか一律に指定するというのは大変難しく、かつ品目・業種別にさまざまな定義がなされています。その定義の一覧をまとめたものが「参考」です。各ガイドラインを見ていただくときの参考情報として使っていただければと思います。3ページにわたって定義の一覧が書いてあります。

資料の3-1については以上です。残りの資料3-2、3-3で個別のガイドラインについて主要なポイントを簡単にご紹介させていただきます。

3-2の1ページ目を開いていただきますと、まず紙です。紙製品につきましては、右側のほうの「取組の進捗状況」のところに「古紙利用の促進」というところがありますけれども、平成17年度の実績は60.4%ということでありまして、60%という既存の目標を超えているわけで、それを踏まえて左側の「数値目標」のところに、平成22年度までの目標として62%というのが書いてあります。なお「3. 紙製容器包装に係る取組の促進」というところの一番下の「リデュースの取組」にも、飲料用の紙容器について1%の軽量化とか、そういう形で新しくガイドラインの中に盛り込まれています。

なお、用紙の字の部分に下線が引かれている部分が、このたび新しく変更になっている部分ですので、そのへんをご理解いただければと思います。

ガラスびんにつきましては、同じように右側の「取組」のところでカレット利用率、平成17年に91.3%というところまでいってしまっていて、この91.1%超というところを平成22年まで引き続きカレット利用率91%を維持していくということを目指しています。

次を開いていただきまして、スチール缶につきましては、リサイクル率自身が平成17年度88.7%ということにして、左側のところの「数値目標」のところにありますが利用率85%以上というのを維持していくということです。

アルミ缶につきましても、平成17年度で再資源化率というのは91.7%まで上がってしまっていて、目標としてはこの高い状況を、「促進」のところで85%ということになっていますけれども、高い状況を維持していくというのがアルミ缶のガイドラインの中に盛り込まれています。

3ページ目のプラスチックにつきましては、リサイクル率は同様に上がってきています。

PETボトルにつきましても昨年に比べて62.3%から63.7%という形で上昇していますし、それぞれポリスチレン、農業用ビニール、塩ビ管、それぞれリサイクル率は上昇しています。このような上昇の中で、「リサイクルの促進」の④ところで今後の目標として上げられるものは、PETボトルにつきましても「平成22年度までに平成16年度比1本当たり重量の3%削減を目指す」ということが上げられています。

自動車につきましても自動車リサイクル法が施行されて、いま取組が進んでいるところですが、すけれども、「2. 自主的な取組」のところに書いてありますが、自動車リサイクル法に基づくシュレッダーダストのリサイクル率につきましても、平成17年度の実績は50~70%でして、これまでの目標であります30%というのをすでにクリアーしているという状況です。

4ページ目、オートバイにつきましても、右側の「取組の進捗状況」にありますが、平成16年10月からリサイクルシステムが稼働中でありまして、指定引取窓口190か所、廃棄二輪車取扱店が15,000店、こういうものを設置してリサイクルが実施されているということです。それから「2. 『リサイクル・イニシアティブ自主行動計画』等の実施中」の②に書いてありますがすけれども、先ほどもご紹介しましたが、平成17年市場投入新型モデルの全8モデルで鉛使用の目標が達成されているという状況です。

8、廃タイヤにつきましても、「回収・処理ルート構築等」のところで、②に書いてありますがすけれども、これから実施しなければいけないこととして「廃タイヤの適正処理の促進、ネットワークにおけるマニフェスト制度の着実な推進」というのが掲げられています。

5ページ、9、自転車ですが、自転車についてはさまざまな取組が行われているわけですが、この中では「今後講じる措置」のところの「1. 設計・製造段階での3Rへの配慮」の②に書いてあります「電動アシスト自転車に使用する二次電池の取り外し容易化」について、今後具体的な方策を検討するということをや言及させていただいています。

10、家電製品につきましても広い範囲でリサイクルが進められているわけですが、右側の「取組の進捗状況」の「1. 3Rへの設計・製造段階での配慮」というところに、家電製品協会のホームページの内容を充実させていただくと書いてありますが、「製品アセスメントマニュアルの第3版追補版を発行、合わせて、ホームページでも公表した」ということで、こういう形で取組が進められている状況です。

次を開いて11、スプリングマットレスにつきましても、「廃棄段階における対策」として③のところに書いてありますがすけれども、処理技術等の実証実験及びシステムの経済性評価等に対する調査を実施し、このようことを実施することをおしてリサイクルシステム構築の方向性について検討が行われています。スプリングマットレスにつきましても、このような形でリサイクルについての取組が行われているという状況です。

12、オフィス家具につきましてもさまざまな取組が行われていますが、言及するとすれば、「取組の進捗状況」の「2. 回収ルートの整備及び3Rの促進」というところに書いてありますがすけれども、オフィス家具の廃棄回収規程を廃止し、JOIFA番号使用規程を策定する、JOIFA番号に基づいた問い合わせに対する対応を実施するという形の取組が行われています。

13、カーペットにつきましても、これも「取組の進捗状況」の「リサイクルの推進」のところに書いてありますが、グリーン購入法の特定調査品目としてタフテッドカーペットとタイルカーペットが追加されていますので、追加に基づき各社が適合商品を試作するということの取組が行われています。

14、布団につきましても、「今後講じる措置」というところですがすけれども、リサイクルの推進ということで、布団というのはかさばるということでリサイクルはなかなか難しいわけですがすけれども、そういうものについてどのように回収していくのかということについての検討

を引き続き実施していくというのが盛り込まれています。

15、乾電池・ボタン電池については、乾電池・ボタン電池の問題は回収箱ですが、回収箱については「取組の進捗状況」の2つ目のボタン電池のところに書いてありますけれども、平成17年には6,000箱の回収箱を作成して、ボタン電池使用機器の販売店等に配付したということですので、このような形での回収システムの構築ということの取組が行われています。

16、小形二次電池等ですが、同じように回収システムということですので、「取組の進捗状況」の「2. 回収システムの整備及び回収量の向上」というところに書いてありますが、JBR Cでは、従来のリサイクル協力店（電気小売店等）に加えて、自転車販売店等を追加することによって、回収拠点を拡大していくという取組が行われています。

17、自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池ですが、これについて言及すれば、「今後講じる措置」の2つ目の最初のパラグラフに書いてありますけれども、廃棄物処理法の広域認定制度等を活用して、自動車用及び二輪車用の鉛蓄電池の自主回収・再資源化リサイクルシステムの再構築について速やかな実施を目標に継続検討するということが掲げられています。

18、カセットボンベにつきましては、中身の残留缶の問題が一番大きいわけですが、「取組の進捗状況」に「3. 中身残留缶対策」というのが書いてありますが、その中で18年度において全国都市清掃会議とご相談していただいて、粉碎処理機を4つの自治体のほうに先行譲与するという取組が行われています。

19、エアゾール缶ですが、エアゾール缶についてもやはり中身残留缶の対策というのは非常に重要でして、「取組の進捗状況」に「2. 中身残留缶適正処理対策」というのが書いてありますが、こちらのほうに同じように全国都市清掃会議とともに、中身排出機構の導入とか、廃エアゾール缶処理機の譲与を中心とした対策の検討というのをやっているということです。

20、小型ガスボンベについては、周知広報という観点から、「取組の進捗状況」の「広報啓発活動」の2. に書いてありますが、不要になった小型容器等の廃棄の取り扱いに関して周知リーフレット配付、新聞広告等によって広報を実施していると。800万枚を配付し、新聞広告も80回掲載しているということです。

21、消火器につきましては、広域認定の話ですが、「取組の進捗状況」の2つ目の「回収・リサイクル体制の整備」が非常に重要なわけですが、メーカー3社のほうで広域認定をすでに取得済みということですので、その他の消火器メーカー4社についても申請を行う予定ということです。

22、ぱちんこ遊技機等につきましては、マテリアルリサイクルのリサイクル率が向上していきまして、「取組の進捗状況」の「2. マテリアルリサイクル」というところに書いてありますが、平成17年度実績でぱちんこ遊技機で82.3%、回胴遊技機（スロットマシン）のほうで87.3%と高いマテリアルリサイクル率を達成しています。

23、パーソナルコンピュータについては、「今後講じる措置」のところで書かせていただいています。「環境設計アセスメント等の基準見直し」ということで、国際標準の動向を踏まえて環境設定アセスメントガイドラインの見直しを検討しているということです。

24、複写機につきましては、先ほどの概要のところでもご紹介しましたが、リユースというのが進展していきまして、「取組の進捗状況」の「3R対策推進」の①のところで書かせていただいています。再生プラスチックの使用量2,600t、部品リユース量2,530tということで、リサイクル、リユース着実に進展しているということです。

25、ガス・石油機器については、「今後講じる措置」ということで書かせていただい

ますが、「ガス・石油機器アセスメントガイドライン」を見直し改訂をするということが取組として上げられています。

26、繊維製品につきましては、回収リサイクルシステムの構築ということが重要でして、いくつか対策が書いてありますけれども、「回収リサイクルシステムの構築」のところの3つ目の「・」のところに、日本古着小売業協同組合にてホームページを開設し、情報交換会の開催とかそういうものを実施していると。そういうことをとおして国内市場が順調に拡大していると確認するとともに、問題点がどういうところにあるかということを確認していると。そういう取組について記載されています。

27、潤滑油についても、非塩素系潤滑油への転換の推進というのが進められていまして、「取組の進捗状況」の2.に書かせていただいています。塩素系の金属加工油というのが徐々に減ってきている、平成10年度では68,000klだったものが、平成16年度では21,000klまで減ってきている。このような転換の取組が進んでいるということが上げられます。

28、電線につきましては、「リサイクル促進のための措置」として平成17年度のところに書かせていただいています。「①鉛除去技術の前年度調査を踏まえ実用化に向けた実験、検討を実施する」ということが取組の中に上げられています。

29、建設資材につきましては、これも非常にたくさんの物品が入っているわけですが、「取組の進捗状況」のところで注目すべきは、窯業系建材としてガラスくずの原料投入率が87.6%まで上がってきているということ、それから解体が容易な乾式工法普及率がほぼ100%まで達成しているということでありまして、こういうところを進捗状況として書かせていただいています。

30、浴槽及び浴室ユニットにつきましては、「取組の進捗状況」のところに書かれていますが、平成17年12月に浴室ユニットの「製品アセスメントマニュアル」の第3版というのを作成しているということです。

31、システムキッチンについても同じように、「製品アセスメントマニュアル」の改訂というのが行われていまして、「取組の進捗状況」の2.に17年12月に改訂をして発行をしていると書いてあります。システムキッチンのリサイクル容易設計に資するため「3R事例集」というのを平成18年の6月に発行し、会員に配付するために工業会のホームページで公表しているという取組が記載されています。

32、携帯電話・PHSにつきましては、「今後講じる措置」の「1.使用済端末の回収・リサイクル」というところに書かれてはいますが、最近、携帯端末の二次利用、金属等の回収、リユースの議論が高まっているということもありまして、リサイクル処理状況を勘案しながら回収・リサイクル目標値としてふさわしい指標及び算出方法というのを検討して、平成18年を目処に策定するということが上げられています。

33、蛍光管等につきましては、先ほど述べましたけれども、長寿命化というのが1つの大きな課題としてありまして、「取組の進捗状況」の「製品アセスメントの推進」のところに書かせていただいています。普及率の高い従来型の環形蛍光ランプ3品種につきましても、18年9月までに9,000時間から12,000時間までの寿命延長というのが実現しているということです。「今後講じる措置」のところでは、「技術・製造面での開発」ということで、水銀をはじめとする代替材料が困難な要管理物質の使用量制限のガイドラインというものの作成に取り組むということが言われています。

34、自動販売機につきましては、「取組の進捗状況」のところの②で、製品アセスメントワーキンググループというのがこの工業会の中にあるわけですが、オーバーホール時における使用済部品のリユースに関する取組について検討を進めているということです。

最後、35、レンズ付きフィルムですが、「取組の進捗状況」のところで、回収キャンペー

ンの実施ということで、登録店に対してメーカーが分別手数料を支払うなどの形で、協力者の増加をねらった回収キャンペーンを実施しているということです。

品目別については以上です。続きまして、簡単にではありますが、業種別のほう、資料3-3につきましても簡単にご紹介させていただきます。

業種別につきましては、もっぱらガイドラインの中身は最終資源量の削減目標、リサイクル等の話、副産物のリサイクルとか、そういうものが主たる目標になっています。

1、鉄鋼業につきましては、「取組の進捗状況」の「鉄鋼スラグのリサイクルの進展」というところに書いてありますが、「①利用用途拡大に向けた取組」という中に、JISの改正のための準備活動に入ったということが書いてあります。

2、紙・パルプ製造業については、「取組の進捗状況」のところを見ていただくと、「2. 副産物のリデュース・リサイクル対策の進展」というところで、繊維分の回収強化、灰分の再利用技術開発、こういうものに取り組んでいくということが書かれています。

3、化学工業につきましても、最終処分量の削減というのが大きな課題として上げられていまして、平成16年度には平成10年度比で57%削減してきているということです。まだまだ22年度の75%削減にはたどりつきませんが、現時点で57%まで削減しているという状況です。

4、板ガラス製造業につきましては、「今後講じる措置」のところですが、技術開発の推進がいろいろ行われていまして、①の後半部分に書いてありますが、戻されてきた板ガラスについても、生産工程への再投入を基本としたリサイクルシステムの構築というのを検討していくということが上げられています。

5、繊維工業については、「取組の進捗状況」の④、右側の真ん中ぐらいにありますが、リサイクル配慮設計商品というのがあります。素材がリサイクルしやすい形にしてある商品ですが、そういうものについては「ECOMATE」というマークを付けることができるようになっているわけですが、そういうマークが付いているものの拡大ということで、17年度は7ブランド52万枚まで拡大していると書かれています。

6、非鉄金属製造業につきましては、「取組の進捗状況」の「3. シュレッダーダストの有効利用」ということで、シュレッダーダストから非鉄金属を回収するための施設が5か所稼働したということを書いています。

7、電気事業につきましては、石炭灰の最終処分が非常に大きな問題でして、これについては「取組の進捗状況」のところで、石炭灰の有効利用率が91%まで向上しているということが書かれています。

8、自動車製造業についても同じように副産物の最終処分量が非常に大きな問題でして、右側の「取組の進捗状況」の「2. 副産物の発生抑制・再資源化」というところに書いてありますが、副産物の再資源化率を平成16年度時点で96.6%まで上げてきているということが書かれています。なお、自動車製造業につきましては、今年の1月からリサイクル法が本格施行されています。

9、自動車部品製造業ですが、これについても「今後講じる措置」のところに書いてありますが、廃棄物に関する調査を行って、今後、代替技術等を会員各社に紹介するということを目指して上げています。

10、電子・電機機器製造業についても、最終処分量の削減ということで、平成16年度で最終処分量を4.7万tまで減らしてきている。15年度の6.5万tに比べて28%の削減ということになっています。

11、石油精製業につきましては、すでに最終処分量の削減というのは進んでいまして、平成16年度で1.2万tということで、平成2年度に比べて88%削減ということにして、これ

は最終処分量の削減目標をすでに上まわっていますので、そういう点から「今後講じる措置」のところに書いてありますが、平成18年度内に新しい削減目標を作ることが掲げられています。

12、流通業については、容器包装リサイクル法の改正という流れの中で、自主行動計画の見直しが行われ、特に容器包装材の減量化推進ということで、一番最初の「容器包装に対する取組の強化」というところに書いてありますが、日本百貨店協会のほうで25%削減、フランチャイズチェーン協会のほうで35%の削減ということが目標として掲げられています。

13、リース業につきましては、「取組の進捗状況」の2つ目の「・」に書いてありますが、リース関係の業界の中で環境・省資源委員会というのが置かれているわけですが、リース業につきましてはリース業界が現在抱えているリサイクルに関しての問題点等について検討して、今後検討を継続していくということが掲げられています。

14、セメント製造業については、「取組の進捗状況」の②に書いてありますが、市原にエコセメント工場がすでにありますが、市原エコセメント工場に加えて国内2番目のエコセメント工場を東京都の三多摩地区に完成したということが取組として書かれています。

続いて15、ゴム製品製造業についても、最終処分量の削減というのが非常に大きな課題でして、現在12,618t、平成16年でこの数字になっていますが、これについては13年度比で73.2%の削減ということになっていて、左側の目標値である45%以上の削減というのをすでに達成していますので、この目標値の見直しというのを「今後講じる措置」のところで掲げていただいています。

16、石炭鉱業につきましては、この分野はいろいろ取組が行われていますけれども、もともと炭鉱自身が1炭鉱になっているということがありまして、こういう中で生産量を維持しながらもボタの排出量の抑制とか、再利用化というのを今後も進めていくということです。

最後のページですが、17、ガス業です。ガス業につきましても「取組の進捗状況」のところに書かれていますけれども、都市ガスの生産量が増加する中で最終処分量は減少していきまして、16年度で700tという、最終年度の平成22年度の目標値をすでに1,200t上まわった削減になっているということが書かれています。

最後、18、工場生産住宅製造業につきましても、工場生産住宅製造業のリデュース・リサイクルへの取組を盛り込んだ「エコアクション21」というのがありますが、17年度が「エコアクション21」の中間年に当たっているために、18年度中には中間年の総括をした上で、新たにどのような目標を作っていくかについて検討していく、と同時に、引き続き目標達成に取り組むということです。

長くなりましたけれども、以上、簡単にご紹介させていただきました。本文は3-4、3-5の中に入っていますので、それぞれの分野でご関心のあるところをご参照いただければと思います。

以上です。

【永田小委員長】 どうもありがとうございました。それでは、ただいま事務局から説明があったリサイクルガイドラインの件ですが、ご意見、ご質問がある方は、先ほど事前説明で、発言のある方は名札を立ててほしいということでした。もしありましたら、立てていただけますでしょうか。

どうぞ、一番最初に立てた永松さん。

【永松委員（社団法人日本経済団体連合会常務理事）】 製品あるいは業種ごとの3Rへの取組をご紹介いただきまして、誠にありがとうございました。大変わかりやすく理解できたと

思います。要望と言いますか、2点ほど一般的なお願いをしたいと思います。

1つは3Rを推進するに当たって、企業あるいはそれぞれの業種の自主性の尊重という点です。私も現在は、産業廃棄物最終処分量の計画的削減ということで業界にお願いしまして自主行動計画を作って取り組んでいます。目標を3年、4年早めに大幅にクリアしたということを実感しています。そういう中でも各企業の自主的な努力ということを最大限尊重するという形で進めています。ガイドラインの見直し、あるいは策定等に当たっては、規制強化というような感じではなくて、インセンティブを与えるような形で自主性の尊重ということをぜひお願いしたいと思います。一般的な話です。

第2番目は3Rを推進するに当たって、先ほどご紹介いただきましたように、環境配慮設計ということで、技術開発というのは非常に重要な要素の1つであろうと思います。今後、たぶん関係団体等でいろいろなパンフレット等が作成されると思いますけれども、やはり技術開発、環境配慮設計となりますと難しい用語等も多く一般の人はなかなかわかりにくい面もありますので、環境配慮設計あるいは技術開発について、だれもがわかるような形でぜひご紹介をいただければありがたいと思います。

以上です。

【石井（和）委員（社団法人全国都市清掃会議専務理事）】意見というか、御礼を申し上げたいと思います。

資料の3-2の9ページ、10ページ目ですが、18番のカセットボンベとエアゾール缶につきまして、先ほども横田課長のほうから非常にご丁寧なご説明をいただきありがとうございました。自治体といたしましては、収集に当たり火災とか爆発とかいろいろなことで危険がある、適正処理するのに困難物ということになっていたわけですが、おかげさまで業界の協力と環境省のご支援をいただきまして、1歩安全な収集の方向になりましたので、この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

【永田小委員長】 それでは角田さん、どうぞ。

【角田委員（主婦連合会副会長）】 3Rの対策の進捗状況ということで、非常によい形で進んでいると感じています。特に目標をすでに達成しているような事業者もいらっしゃる。これは素晴らしいことだと思っています。

ただその一方で、ただ乗り事業者といいますが、まだまだやらなくてはいけない、むしろ法の裏をくぐるような事業者がいるやに聞いていますけれども、そういう分野への指導もこれら強化していただけるように、ぜひお願いしたいと思っています。

それからタイヤなどの野積みは地域住民にとって脅威に感じていますので、マニフェスト制度というのは非常によいものだと私も考えていましたけれども、悪いことをする人というのは上手に法の裏をくぐりまして、それさえも悪用するようなケースも出ているやに聞いています。よい事業者とそうでない事業者の格差がどんどん出てきていますので、その分野でのご検討をぜひお願いしたいと思っています。

【永田小委員長】 ほかにはいかがでしょうか。いまの話にも絡むでしょうか、全国産業廃棄物連合会の石井さん、何かご発言があったらお願いします。

【石井（邦）委員（社団法人全国産業廃棄物連合会副会長）】 品目別・業種別のリサイクル率が予定より高くなったというのは大変よいと思います。しかしながら、われわれリサイク

ル業者として、リユースの世界で製品が海外に行っているというのもバカになりませんので、できればそのへんの調査、もしくは報告もぜひお聞かせ願いたいと思います。

【寄本委員（早稲田大学政治経済学部教授）】乾電池について質問したいのですが。乾電池は主として自治体が分別収集している方法に依っているわけですが、自治体からすれば北海道のイトムカまで運び込むのに10万円ぐらいかかっているのでしょうか。したがって、集めれば集めるほど負担が増えるという状態があるわけです。自治体としてはこれ以上本当に集める気があるのかどうか。やめたいと思っている自治体も少なからずいるのではないかとと思われるのですが。いずれにいたしましても、乾電池の今後のあり方というのはきわめて曖昧ですので、もう少しはっきりとした方針を作らなければならないのではないかと思います。

【永田小委員長】いまの話も含めて、状況説明と今後の対応について話してください。

【横田リサイクル推進課長】いろいろとご指摘をいただきましてありがとうございます。まさに廃棄物処理、リサイクルはガイドラインでありまして、自主行動計画、自主的なガイドラインでありますので、永松委員のほうからお話がありましたように、あくまでも自主性の活用というのが重要な問題であるとは考えています。

同時に技術開発につきまして、確かにこのリサイクル関係の技術開発は非常に有用なものがある一方で、どのように有用であるかというのがなかなかわからない部分もありますので、そういうものをわかりやすく説明していくという取組は、今後、われわれとしてもやっていかなければいけないと思っています。

石井委員のほうからありましたリユースの世界の状況、最近、本当にリサイクルの分野というよりリユースの分野での流通というのは非常に多くなってきています。ただこちらのほうは、現状としてはよく調べられていないということでもあります。このような問題につきまちはいろいろな分野で関心が高まっていますので、われわれとしてもどのようなことができるか、できる限り実態の把握というのに努め、それがリサイクル・リユース・リデュースということにつながるような形で情報提供が図れればと思っています。これはわれわれの課題として取り組ませていただくということで、お許しいただければと思います。

それから、乾電池についてですが、先生、ご質問させていただいてもよろしいですか。自治体が今後取り組むのかということでしょうか。

【寄本委員】乾電池は、主としてリサイクルの方法は自治体の分別回収に依存しているわけです。自治体からすれば、ここに「処理」とありますけれども、処理はしていないわけです。収集しているだけでありまして、北海道のイトムカに運び込んでそこで処理をしてもらっているわけです。もちろん不燃ごみの中に電池が紛れ込んでくるという状態はありますけれども、正式なやり方としてはあくまでも自治体は集めるだけでありまして、それを北海道のイトムカから運び込んで再生利用しているわけです。その場合、乾電池の回収率というのはだいたい10%少々でありまして、これは何年も変わっていないのです。自治体からすれば、北海道のイトムカまで運び込む運搬費を入れますと10万円ぐらいはするのではないかと思いますので、集めれば集めるほどお金がいるという状態になるわけです。したがって、回収率を高めるとすればもう少し高まるのかもしれないけれども、それだけ負担が大きくなりますから、いまのままでよいということが本音のところではないかと思うのです。したがって、乾電池につきましては、今後どのようにリサイクル、あるいは処理の方法を考えた

らよいのかということについて、もう少しはっきりした方針を持つべきだと思うわけです。

【横田リサイクル推進課長】ご指摘ありがとうございます。先生のご指摘も踏まえて、工業会、関係者とディスカッションを深めていきたいと思っています。

【永田小委員長】よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

私のほうからも少し発言させてもらいますが、1つはこのガイドラインの取組はかなりの年月がたってきたわけでありまして、そういう意味では1つこのへんで過去を振り返って、いまの現状がどうなっているのかというのを歴史の形で見直してみる、あるいは相対的に各業界ごとに海外との関係というの、海外の関係という言い方はあれかもしれませんが、国際的な場面で日本の現状というのが説明されたりしているのだらうと思いますけれども、一般市民にわかりやすいような格好で、そうした比較もできれば出していただきたいという気がしています。

それから先ほど、すそ野の広がりの中では若干ネガティブな行動をされているところもあるのではないかと話がありましたが、一方では、ここに現れていないような団体なり業界なりで、積極的に展開されているところもおありになるだらうと思っていまして、そういう点も拾い出させていただく。拾い出させていただくとか、積極的にこういう場を借りて公表していただき、一般の人たちに知っていただくチャンスを増やしていく。これは方法論はまたいろいろあるかと思いますが、そうしたことをぜひやっていただきたいと思っています。

それからアセスメントガイドラインという形でいくつかまとめたものがそれぞれ改訂しながら進んできているわけですが、若干中を見せていただきますと、いわゆる3Rというものを指向はしているのですが、当初出発したときにはどちらかというトリサイクル中心の話で来ましたので、そういう意味では前のほうの2Rに対してどのような対応をしているのかという観点で見ると、まだまだというようなガイドラインの書きぶりというのも見うけられます。そういう意味では、もう少しそのへん、なかなか難しい点はあるかと思いますが、積極的にそれぞれの製品群で対応していただけるとありがたいと思っています。

そうした流れの中では、昨今、製品に対してICタグの活用の話がいろいろありまして、これもきっと何かの格好で、製品回収とか使用時の状況の把握とかという点からしますとトリサイクルに結びつく、あるいは3Rに関係してくるということもあるのだらうと思っていまして、この問題に関してはリサイクル推進課にお願いしておきますが、その効用の中にリサイクルの問題、あるいは廃棄物処理の問題を含めて考えていただけるような状況を作っていただけるとよいのかなと思っています。

あと、いかがでしょうか。どうぞ。

【今泉委員（社団法人日本オフィス家具協会副会長）】いまおっしゃったリユースとリデュースをどうやって支えていくかという中で、私どもは実は文房具もやっている会社なのですが、ここ5、6年、お客様から、例えば手提げ金庫の合い鍵のご注文がものすごく増えてきたのです。昔、バブルの時代は、合い鍵などはなくしてしまったら、そのままこじ開けて捨ててしまえばよいということだったのが、いまはもったいないからということが前提だと思うのですが、合い鍵をご注文くださるのが1日に何件も来るのです。

問題は、リデュースする、もしくはリユースさせるために必要なのは、やはりリペアーという概念です。合い鍵も1つのリペアーだと思うのですが、直して差し上げるという社会的

な機構、もしくはそれを支える流通のようなものをきちんと整備していくと、ダイレクトにリデュースもしくはリユースにつながるかなと思っています。

【永田小委員長】ありがとうございます。ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、1番目の議題につきましては、これで終わりにさせていただきます。

続けて2つ目の議題に移らせていただきます。これは資源有効利用促進法の省令の改正についてです。では、事務局のほうから説明していただけますか。

【横田リサイクル推進課長】資料4に基づきまして説明をさせていただきます。「塩化ビニル製建設資材の表示の標準となるべき事項を定める省令の一部改正について」ということです。

塩化ビニル製の建設資材につきましては、解体してそれを廃棄するときに、それが塩化ビニルであることがきちんとわかるようにということで、塩化ビニル製の壁紙について、裏側のところに表示をするということになっています。どのような表示かという、裏のページを見ていただきますと「表示のイメージ」の「現行表示方法」というところに書いてありますが、裏側に∞マークの後ろにPVCというのを1平方メートルごとに1つという形で書くということが、資源有効利用促進法の表示の規定で定められています。

ただ現実、輸入されているものがあるわけですし、輸入品につきましてはこのようになっていませんで、すでに裏側に糊が付いた状態で輸入されていて、その輸入しているものにつきまして、裏側にPVCというものを書く、表示するというのを付けるのは非常に難しい状況に現在あります。

そこで今回、新たに表示方法を追加するという、裏のページの右側の「新たに追加する表示方法」に書いてあります。左側のほうは壁紙の裏面のところにPVCというのを1メートルごとに表示するというになっているわけですが、右側のほうでは表面の一部に、特に壁紙としてつながっている部分のどこか一部にPVCというマークを書くということも1つの選択肢として追加するということが、この省令改正の主旨です。これによりまして、輸入品につきましても、PVCということの表示がきちんとできるようになるということです。

そのへんのところにつきましては、表につらつらと書かせていただいておりますが、括弧のところは主な理由であります。要するに輸入品のものにつきましては、わが国向けの製品が少ないため、生産国現地で生産製造ラインにおいて表示することが困難であるということです。また、壁紙を輸入したあとに国内表示することも、裏面にすでに粘着材が付いている製品が多いために裏面に印刷することが困難だと。それから国産品に比べて輸入品は肉厚が薄いために、裏面にラベルを貼るという方法だと凹凸が生じて意匠性が失われるということがありますので、関係業界さんのほうでいろいろとご検討いただきまして、壁紙の耐久年数は10ぐらいと考えていますが、表面にシールを貼ってもその10年間でシールが剥がれないものができるということを確認した上で、表面の一部にシールを添付するという形の方法でも問題がないという形に規定を変えさせていただこうということです。

以上です。

【永田小委員長】どうもありがとうございました。いかがでしょうか。何かご意見はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

表示の問題ということで、そういう意味では、容器包装の関係でも輸入品に対する対応というのをいろいろ検討したことがありますが、このような形で、容器包装と違って寿命の

長い製品ですからその耐用年数を考えていただいた上で、きちんと表示が最後まで残る、それをまた活用できるような状況をシステムとして作り上げていく。この辺のところには配慮していただきながら、こういう改正をすることでより一層それが進むという可能性もあるわけです。ご了承いただけますでしょうか。

(委員了承)

ご異議がないようですので、それではこの件につきましてはご了承いただいたということで、省令改正のほうを今後進めていただきたいと思います。

【横田リサイクル推進課長】ありがとうございます。これにつきましては、今後、具体的な文章等を検討しまして、11月を目処にパブリックコメントに付したいと考えています。パブリックコメントで特に大きな変更がなければ、あとは委員長のほうとご相談して、そのまま省令改正を実施し、本委員会にはあとでご紹介させていただくということにさせていただきますと思います。ありがとうございます。

【永田小委員長】それでは続きまして、3つ目の議題です。各種リサイクル法の施行状況ということで、この小委員会では経済産業省における3R政策の取りまとめを行っているわけですので、本委員会で多様な論点についてご議論いただきたい。また、下部組織として3Rの個別課題について議論をするためのさまざまな委員会、あるいはワーキンググループを有しています。きょうはそうした委員会なりワーキンググループの1年間の検討結果について報告させていただきます。その報告をベースにご議論を賜ればと考えています。

それでは早速ですが、1番目は資源有効利用促進法です。

【横田リサイクル推進課長】資源有効利用促進法の施行状況につきまして、資料5-1に基づきまして簡単にご紹介させていただきます。

1つはまず「製品含有物質に関する情報提供措置等について」ですが、これはよく俗にJ-Mossというシステムで言われていますけれども、家電製品分野において、いくつかの有害物質をある程度以上含んでいるものについては、赤い色のRのマークを付けるということがあります。これにつきましては裏側の2ページ目を見ていただきますとわかりますが、2ページ目のところに「含有マーク」ということで書いてあります。

この制度については、資源有効利用促進法の指定再利用促進製品というところにつきましていくつか改正させていただいたわけですが、この対象となる製品としてパーソナルコンピュータ、ユニット型エアコンディショナ、テレビ受像機、電子レンジ、衣類乾燥機、電気冷蔵庫、電気洗濯機、これらの製品について、注1のところに書いてありますように、鉛、水銀、六価クロム、カドミウム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテル、臭素系難燃剤ですけれども、この6物質が一定以上入っている場合においては、含有マークとしてRマークを付けるというJISのCの0950という規格を制定しまして、この中に表示の方法について決めさせていただいているわけです。含まれている場合はこのマークを付ける、含まれていない場合はグリーンを意味するGと手の付いたマークを付けてもよいということです。これにつきましても、こういう形の改正が今年の7月1日から施行された状況です。

本件につきましては、実は昨年段階では、すでに報告書の3ページ目のところに「グリーンプロダクトチェーンの実現に向けて」という報告書の概要が付いていますが、こちらの報告書のほうですでに上げられていた件ですが、このあと、JISのC0950が制定され、それに基づいて施行令、判断基準省令等を3月、4月にまとめ、施行が7月1日であったと

いうことです。

これに基づいて、7月1日以降作られます製品については、こういうものが含まれているものについてはRのマークが付いて、それについてのインターネット上での情報提供というものが行われているということです。

これにつきまして、7ページ目のところを見ていただきますと、実際上の基準はどのように変えたかという、判断基準というのがあります、7ページ目の一番下に「事前評価」「含有物質の管理」「情報の提供」というのがありますが、この「含有物質の管理」のところ「部品等に含有される別表に定める物質の種類及び含有率の把握」「別表に定める物質を管理する」ということが書かれていまして、さらに「情報の提供」として「別表に定める物質の種類及び含有率に関する情報の提供をJISC0950によって行う」ということを、判断基準の中に書かせていただいているということです。

この件につきましては以上です。

2番目ですが、9ページ目です。

「ポリエチレンテレフタレート製の容器に係る識別表示の見直しの検討について」です。これは容器包装リサイクル法関係でして、ご参照していただくのは次の11ページを見ていただくとわかりやすいかと思えます。これは容器包装リサイクルワーキンググループの資料からの抜粋です。

従来PETボトルで容器包装リサイクル法対象になっていますのは普通の清涼飲料水、酒類、しょうゆ、この3つです。ただそれ以外にも、みりんとかめんつゆのようにPETボトルを使っていて、しかも水等で洗えば比較的きれいに落ちて匂いも付かないというものがあります。こういうものにつきましては、やはりPETボトルとしての再利用を進めるべきではないかということとして、容器包装リサイクルワーキンググループのほうで、みりん、しょうゆ等の調味料の一部ですが、オイル系のドレッシングは汚れがありますので好ましくないのですが、汚れが落ちやすい中身のものにつきましては、PET区分に代えるということについて議論をし、議決を得て、現在、パブリックコメントに付させていただいている状況にあります。

このような部分について、表示のほうは資源有効利用促進法のほうで実施することになっていますので、この容器包装リサイクル法でのPET区分への変更を踏まえて、メビウスマークの中に1番と書いてあるPETのマークがありますけれども、そういうものをみりん、めんつゆ系のものにも付けるようにするという改正を、今後資源有効利用促進法のほうで実施する必要があるということです。これにつきましての検討を今後行っていくということが2番目の問題です。

私のほうからは以上です。

3番目につきましては、塩田室長のほうからお願いいたします。

【塩田情報通信機器課環境リサイクル室長】それでは5-1の「3. 自動車用バッテリーの回収・リサイクル推進のための方策について」ご説明申し上げます。

自動車用バッテリーの回収・リサイクルにつきましては、昨年12月に報告書が取りまとめられています。報告書の概要ですが、輸入バッテリーを含めて実効性が確保される、それから鉛相場の影響を受けない継続的・安定的なシステムとする、それから不法投棄を防止するという観点から既販の使用済バッテリーも無償で回収する、こういう新しいリサイクルシステムを構築するというので、関係者の役割等について取りまとめられています。

新しいリサイクルシステムの実効性確保の方策として、資源有効利用促進法を活用して、自動車バッテリーの資源有効利用促進法の指定再資源化製品への指定、これは政令です、そ

れから自動車用バッテリーを部品として使用する製品を政令で指定し、あとリサイクルの実施主体を規定するという一方で、バッテリー製造事業者及び輸入事業者、それからバッテリー使用機器製造事業者及び輸入事業者を、リサイクルの実施主体として省令の中で規定をするということにしています。

それぞれの主体につきまして、再資源化の目標としては4輪用のバッテリーを50%、2輪用のバッテリーを55%ということで、具体的な役割の果たし方としては、バッテリー製造等事業者につきましては、共同システムに参画して応分の負担を行う、それからバッテリー使用機器製造等事業者につきましては、国内事業者、それから国内にバッテリー製造事業者が存在しない場合、それぞれにつきまして、ここに書いてありますような役割を果たすということで、昨年12月に報告書を取りまとめていただいています。

その後、関係者におきまして、有限責任中間法人の鉛蓄電池再資源化協会の中で実務的な検討ということを行ってまいりまして、ワーキンググループを設置して、あと研究会という形で3つの分野に分けて、現在、実務的な検討を継続しているところです。ここでの検討がまとまりしだい、政省令の改正等、必要な措置を講じていきたいと考えています。

以上です。

【永田小委員長】 どうもありがとうございました。続けて状況説明をさせていただきます。次が容器包装リサイクル法、どうぞ。

【横田リサイクル推進課長】 容器包装リサイクル法につきましては、資料5-2に基づきまして簡単にご紹介させていただきます。開きまして1ページ目に容器包装リサイクル法の改正の概要が書いてあります。容器包装リサイクル法につきましては、容器包装ワーキンググループでの1年半30回を超えるワーキンググループが開催されまして、その結果として報告書がまとめられ、それに基づき6月の国会で法律改正法が成立したという状況です。6月9日に改正法が成立しまして、15日に交付されたということです。そのあと、現状、9月に入りましてから、政令及び省令の改正の審議を9月11日、9月26日と実施させていただいています。現在、政令につきましては10月6日付けでパブリックコメントに付させていただいてまいりまして、省令につきましては省令の中に判断基準とかいろいろなものが入っていますけれども、そういうものにつきましては10月12日にパブリックコメントに付させていただいているという状況です。現在、パブリックコメントにかかっている状況であるということをご承知いただければと思います。

法律改正の概要でありますけれども、1ページ目のところに書いてありますが、大きな点として、1つは「容器包装廃棄物の排出抑制の促進」ということで、リデュースの促進というのが非常に大きなポイントとしてあります。本日もありましたように、やはりリサイクルではなくリデュースのほうをきちんとやらなければいけないということが、この容器包装リサイクル法のほうでも議論になりました。

特にレジ袋が焦点になりまして、小売業におけるレジ袋のような、マイバックとかを持っていけばリデュースできるもの、そういうものにつきまして一定の取組をしていただくべきではないかということでありまして、容器包装リサイクル法においては小売業の方々にそのような目標を設定し、リデュース措置を実施していただくということのための取組についての判断基準というのを定めさせていただき、そこで取組を実施していただく。小売業の中でも大手の小売業さん、容器包装の廃棄量が年間50tを超えられるような大きな小売業さんにおかれましては、毎年、取組の状況、どのような目標を設定されたか、取組はどうされたか、それから取組に基づいてどのような成果を得られたかということにつきましてご報告を

いただくという形になっています。だいたい50tというので考えますと、全国で800社弱ぐらいの企業の方々が対象になるかなと思っていて、それで小売業における容器包装排出物の90%ぐらいをカバーするのではないかと考えています。

そのような形の取組、判断基準以外にも、容器包装廃棄物排出抑制推進委員というのを環境省さんのほうでご指定いただいて、いわばリデュースに関する普及啓発を図るという取組が排出抑制ということでもあります。

それから2つ目のポイントとしてありますのが「質の高い分別収集・再商品化の推進」というところです。「事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設」と書いてありますが、やはり容器包装のリサイクルが、より効果的に効率的に行われるためには、きれいな形で分別収集が行われ、それがリサイクルされるということが重要です。きれいな形で分別収集が行われれば、リサイクルするときのコストも下がるということでありまして、一定の想定される価格から比べて下がっている部分の価格、その分一部を市町村のほうに拠出するという制度を今回導入しています。これにつきましては、詳しい制度設計はこれから行いますけれども、20年4月の施行に向けて、この部分につきましてはこれから検討が行われていくということになっています。

3つ目のポイントとして「事業者間の公平性の確保」ということです。いわゆる容器包装リサイクル法の対象義務者でありながら、義務を果たしていらっやらない方々というのはどうしてもいらっやるといって、そういう方々に対する義務履行の促進ということで、罰則の強化等を実施させていただいています。もともと50万円の罰則であったところを100万円の罰則に代えるとか、そういう形の取組が行われています。

4つ目として「容器包装廃棄物の円滑な再商品化」ということです。

これについては最近いろいろ新聞等で話題になっていますが、廃PETボトルがもともとはお金を付けて再商品化していただくという形だったわけですが、この数年、廃PETボトルは中国の旺盛な需要に支えられて価格が付いている状況にあります。現状、場合によってはトン当たり5万円ぐらい、キログラムで50円ぐらいの価格が付いているという話もありまして、そういう状況の中で、国内で収集された廃PETボトルが国内で、特に自治体さんで収集された廃PETボトルの中のすべてが容器包装リサイクル協会のほうに行くわけではなく、一部が独自処理されて、独自処理されているものかなりの部分が中国等に輸出されているのではないかとのお話があります。

そういう問題につきまして、循環型社会形成の観点から言えば、国内で収集された廃PETボトルにつきましては、国内に需要があり、国内に再商品化の能力がある状況であれば、きちんと国内での需要を満たす形で使われるべきではないか、それが循環型社会の形成の上で重要ではないかという問題意識から、円滑な再商品化に向けた国の方針の明確化ということで、集められたPETボトルのような再商品化すべきものにつきましては、円滑に指定法人である容器包装リサイクル協会のほうに渡すべきであるということについて、この基本方針の中に書かせていただくということが、改正法の中に盛り込まれています。

それ以外にも有料レジ袋も容器包装リサイクル法の対象にするとか、さまざまな細かい点での改正がありますけれども、主要な論点は以上です。そのあとの資料につきましては、お時間のあるときに見ていただければと思いますが、改正の概要等が書かれています。

9ページ目あたりには再商品化の状況が書いてあります。現状、平成17年度実績で500億円ぐらいの委託費が特定事業者さんのほうから集められまして、それが再商品化管理がされているということです。それから、下のところに書いてありますが、その大半はプラスチックであるというのが、これを見るとわかると思います。

それから10ページに行きますと、PETボトルと紙製容器包装につきましては、初期の

段階では高い価格でありましたが、最近では急激に価格が低下してきている。一方でプラスチック製容器包装については止まっているということが書いてあります。

別添につきましては、それぞれの分別収集量とか市町村からの引取量等が、さまざまなデータとして盛り込まれています。お時間のあるときに見ていただければと思います。

以上です。

【永田小委員長】ありがとうございました。それでは続けて家電リサイクル法。

【塩田情報通信機器課環境リサイクル室長】それでは資料5-3に基づきまして、家電リサイクル法の施行状況についてご説明申し上げます。

1 ページめくっていただいて「家電4品目の引取状況」ですが、まず概況として、この家電リサイクル法は平成13年4月に施行され、廃家電4品目、エアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機につきまして引き取りリサイクルをするということで、各関係者の役割分担を定めている法律です。消費者による適正な排出、それから排出者としての費用の負担、小売業者は排出者から引き取り、製造業者に引き渡す、製造業者はこの家電リサイクル法に基づき廃家電4品目を引取って適切にリサイクルをする、そういうことで各者の役割分担が決められています。

平成17年度は約1,162万台が製造業者等によって引き取られて、リサイクル処理をされています。それぞれリサイクル率が定められていますけれども、その法定の基準であるリサイクル率を上まわる再商品化率が達成されるといった状況にあります。

詳細な引き取りの状況等につきましては、これ以下に書かれていますが、家電リサイクルプラントは現在47プラントありまして、法施行後これらのプラントにおいて約2,300人の雇用が発生するというプラスの効果もあります。

それから家電リサイクル券システムの状況ということで、家電リサイクル券システムが家電製品協会の家電リサイクルセンターで運営されていますけれども、そこで排出者が、インターネットのホームページが書いてありますけれども、家電製品がいまどういう状況になっているのか、排出したものがきちんと示されているかどうかといったことの確認等が行われるということでご活用いただいているところです。

次のページに行きまして、いま申し上げた1,162万台における4品目の内訳等、あるいは毎月の引取台数のグラフが書かれています。

次のページが先ほど申し上げました47プラントの設置状況です。

4 ページ目ですけれども「再商品化実績」ということです。先ほど申し上げましたように、家電リサイクルプラントではリサイクルの基準にそって、リサイクル率を達成するというところでありまして、鉄、銅、アルミ、ガラス等が有価物として回収されています。それからエアコン、冷蔵庫等につきましては、冷媒のフロン類の回収、破壊といったことも適切に行われているわけです。それから平成16年度から冷蔵庫・冷凍庫の断熱材に含まれています断熱材フロンの回収、破壊も義務づけられていまして、適切に行われているところです。詳細な実績等につきましては、家電製品協会のホームページにも公開されています。

次のページには、いま申し上げた具体的なリサイクルの状況についての処理台数とか、処理重量、それから有価物の状況等についてのグラフ、データが書かれています。それから下のほうにはフロン類の回収重量、破壊重量も掲載されていますので、ごらんいただきたいと思えます。

6 ページ目は各家電メーカーのアドレスですので、詳細について、各企業の取組についてもご参照いただければと思います。

7 ページ目は「家電4品目の使用年数の変化」ですが、これは2つの違った手法でデータを取っていますけれども、17年度においては1. の調査の結果では若干増えている、使用年数は長期化しているという結果ですが、内閣府の消費動向調査では、逆に短くなっているというデータがありまして、この辺につきましては引き続き実態把握に努めてまいりたいと思っています。

8 ページ目、4番目ですけれども「不法投棄の状況」です。これは環境省の調査結果ですけれども、平成16年度の不法投棄台数は4品目全体で17万台強、前年度比1.5%減で、引取台数に占める割合というところ1.46%という水準ですけれども、家電リサイクル法の引取台数が増えている一方で、不法投棄も一定の割合で発生しているということで、今後とも引き続き実態を注視していこうということです。

10 ページ目「市町村における家電リサイクル法への取組状況」、これも環境省の調査結果ですが、68%の市町村が家電リサイクル法の施行状況について肯定的に評価している一方で、不法投棄を問題視している自治体も相当数に上っているということです。

次のページの6番目「普及啓発・調査」ですけれども、パンフレットの作成、配付とか、ガイドブックの作成、ホームページの活用、右のページにありますけれども、家電リサイクルプラントにおける見学受け入れといったようなことで、各種普及啓発につきまして取り組んできています。

最後、7番ですが「3R及び環境配慮設計等の進捗」ということで、家電メーカーにおいては手解体工程の見直し、あるいは製品アセスメントの取組といったようなことでいろいろな取組がなされています。

1番目はリサイクル品質向上への取組ということで、プラスチック等の徹底的な選別、分別を実施するというところで、手解体工程の見直しなども取り組んでいます。その結果、廃棄物であったものが有価物になったり、プラスチックのサーマルリサイクルからマテリアルリサイクルへ変更させたような事例、クローズドリサイクリングなどの取組などが行われています。

2番目として、製品アセスメントへの取組で、リサイクル処理の容易性を高めるといったような取組等々が行われています。

3番目で特定の化学物質への対応ということで、RoHSなどで対象になっている特定の6物質等の使用の大幅な削減等に取り組む、それからフロン、代替フロンへの対応といったような取組が行われているところです。

以上です。

【永田小委員長】ありがとうございました。それでは最後になりますけれども、自動車リサイクル法、お願いします。

【呉村自動車課長補佐】資料4-5に基づきまして「自動車リサイクル法の概要と施行状況について」ご説明させていただきます。

自動車リサイクル法は平成17年1月1日から施行していきまして、本年をもちまして約2年弱の施行になります。同時に道路運送車両法及び自動車重量税還付制度も創設されています。

法の目的としては自動車の最終的な残渣であるシュレッダーダスト、エアバッグ、カーエアコン用フロン類の3品目の適正処理を自動車メーカーに義務づけていきまして、その処理費用をリサイクル料金という形で自動車所有者に預託、引き渡し義務を負わせています。及び中古車販売業者、整備事業者、解体業者、破碎業者等にも役割義務を負わせている法律です。

システムの概要として、所有者は自動車リサイクル促進センターのほうに自動車リサイクル料金の預託を行いまして、以下、使用済み自動車の処理・再資源化ということで「別紙参照」と書いていますが、一番最後のページに自動車リサイクル法の「法律の概念図」ということで、引き渡しのフロー図になっています。

最終自動車所有者は自動車が使用済みとなったときに、自動車引取業者に引き渡していただきます。引取業者はリサイクル料金が預託されたことを確認された上で、使用済自動車をフロン類回収事業者及び解体事業者に引き渡す。フロン類回収事業者はフロン類を回収し、そのフロンを自動車メーカーに引き渡すとともに、使用済自動車を解体業者に引き渡す。解体業者はエアバッグを回収して、エアバッグを自動車業者に引き渡して、そこから有用な部品を取り除いて破砕業者に渡します。最終的に破砕業者のほうでガラを粉砕して、有用な金属を回収して、残渣のシュレッターダストを自動車メーカーに引き渡すということになっています。

そして引き渡されたフロン、エアバッグ、シュレッターダストについては、メーカーのほうで適正処理をしまして、その料金を自動車リサイクル促進センターのほうからお金をお支払いいただくということになっています。

自動車リサイクル法の特徴として、リサイクル料金の預託及び資金管理はすべて電算処理で行ってしまして、情報管理及び使用済自動車のものの移動に関しても、電子マネーシステムという電子情報システムで情報を一元的に管理しています。

「3. 自動車メーカー等による再資源化の実施状況」ですが、リサイクル料金はシュレッターダスト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金から合成されてしまして、現在、だいたい軽・小型車で7,000円ぐらいから始まっています、普通乗用車で10,000円ぐらい。これは車ごとに各メーカーから公表されています。

シュレッターダストに関しては、それぞれコスト削減や破砕フローの体系化による円滑な実施の観点から、自動車メーカーを2チームに集約・競争しまして、ASRを現在回収しています。

3ページですが、使用済自動車を破砕施設に廃車ガラとしてプレスして電炉に鉄鋼原料として投入する場合や、廃車ガラをスクラップ源として輸出する業者に引き渡す場合もあります。フロン類・エアバッグ類につきましては、有限責任中間法人自動車再資源化協力機構のほうで、自動車メーカーから委託を受けて一元的にフロン類・エアバッグ類を処理しています。

というフローを受けまして、リサイクル率の達成状況としては、先ほどのご説明にもありましたが、ASRとしては平成17年度に約30%が目標値ですが、17年度に各自動車メーカーが公表した数値ですと48~70%という形で、前倒しに目標値を達成しているという状況です。エアバッグにつきましても、高い数値で前倒しに目標数値を達成しています。

「4. 関連事業者の状況」ですが、自動車リサイクル法では引取業者、フロン回収業者を登録とし、解体業者、破砕業者については自治体の許可を受けることが必要となっています。18年3月末現在では、約12万の事業者が登録・許可を受けて、自動車リサイクルシステムに参加をしている状況です。

4ページ目「リサイクル料金等の運営状況」です。リサイクル料金は原則として新車購入時に前払いをしていただくという前払い方式を取っています。すでに販売された既販車については車検時に預託、廃車するものについてはその時点で預託をするということになっています。リサイクル料金についても大きな混乱なく順調に預託されてしまして、平成18年9月末までに累計で約6,561万台、6,297億円の預託がなされている状況です。

こうして預託されたリサイクル料金ですが、資金管理法人である自動車リサイクル促進セ

ンターのほうで一括管理をしまして、資金管理の方針は有識者、消費者代表で構成される「資金管理業務諮問委員会」において運営の方針を決定しています。

預託金の運用につきましては、元本確保を前提として国債等で運用しており、メーカーへの預託金の払い渡し時に利息を付すことになっています。

リサイクル料金に加えて、リサイクル料金を管理し、自動車メーカーの求めに応じて払い渡し業務などを行う費用について、資金管理料金を約380円ほど同時にいただいています。また、全工程に電子マニフェストシステムというものを使っていますので、そういった情報管理に要する費用として、情報管理料金も230円という形で、合わせてリサイクル料金預託時に自動車所有者から徴収させていただいています。

「電子マニフェストシステムの稼働状況」ですが、約12万もの関連事業者がインターネットを接続して移動報告を実施している状況です。現在、17年度末までに3,200万件の報告を電子データで受領しています。

「7. 離島対策、不法投棄対策」ですが、ASRを発生させないような方法で解体自動車を利用された場合によっては、不要になったリサイクル料金を原資にして、不法投棄対策、離島対策などにお金を使っています。現在では9割を超える70市町村で事業を実施しまして、18年度中にはすべての離島を対象とする予定です。

「8. 不法投棄・不適正保管の状況」ですが、リサイクル法施行前は約16万台の不法投棄・不適正保管の車両がありましたが、施行後、約6万台までに減少しています。リサイクル法の施行に伴ういろいろな指導、及び最近はスクラップ市況の高騰といったものも原因と考えられています。

「9. 制度の普及・広報」ですが、自動車リサイクル法の普及に当たり、関係事業者に向けてかなりの全国説明会を実施して、関係団体にもご協力いただいたということです。

7ページですが、施行後も引き続き説明会を合わせて実施しまして、また、自動車リサイクル促進センターにおきましてもコールセンターを設置して、関係事業者からの質問に電話対応できるような形で措置をしています。

一般ユーザー向けとしては、施行前後を中心としてテレビやラジオのCMなど、制度の普及のための広報を行ってきました。調査した結果、自動車リサイクル法といった形で認知度は90%を超える状況となってきています。今後も引き続き一般ユーザーの理解活動は進めていきたいのですが、やはり制度のもっと具体的な中身について、理解普及活動を行っていきたくと思っています。

「10. 法施行の強化」ということですが、そういう意味で適切な競争を確保して、違法行為や不適正行為を生じさせないために、法の遵守を徹底させることが重要と思っています。そういう意味で、自動車関係では引取業者や解体業者にいろいろな法令遵守のための徹底化の措置を行ってきました。特に自治体においては定期的な立入検査も行っておりまして、違法行為や不適正行為に対して指導・勧告を行っておりまして、これまで全国で10件、現在で13件ほどの許可の取消や告発を行っています。

最後9ページですが「法の安定施行に向けた今後の取組」として、そういう意味で自動車リサイクル法は約2年弱ぐらい立ちますが、いろいろな関係事業者及び一般ユーザー様の理解の下に順調に立ち上がってきたところですが、今後やはり違法業者対策を引き続き強化するということが、ユーザーに対する理解促進活動及び利便性の向上を進めていくことが重要かと考えています。

今年度は以下の取組を行う予定としています。1番目、2番目がそういう意味では違法業者や対策ということです。国土交通省と連携しまして、一時抹消登録中の自動車の調査、使用済自動車の引取状況に関する調査を予定しています。

2番目としてフロン、エアバッグの処理の監視強化ということで、フロン類やエアバッグ類を不正に処理しているような業者に対して調査を行っていくということを予定しています。

3番目は電子マニフェストシステムという情報システムを使っていますので、これをもっとユーザーフレンドリーな形、及びそれで業者を管理している自治体のほうにもっと使いやすい形でシステム提供をしていく。

4番目がユーザーへの広報活動の展開として、リサイクル料金がどういった形で使われているかとか、ユーザーとしては廃車時に確認が必要なこととか、あるリサイクル部品というのも非常にリサイクルに資するものなので、リサイクル部品をもっと使いましょうとか、そういった理解活動を推進していくということです。

自動車リサイクル法に関しては以上です。

【永田小委員長】 どうもありがとうございました。以上で最近の状況についての説明は終わりです。ご質問、ご意見等がありましたら、また立てていただけますでしょうか。

どうぞ、牧野さん。

【牧野代理（財団法人家電製品協会）】 自動車リサイクルに関して2点ご質問があります。

第1点、新聞等で製造業者等への引渡台数が大幅に自動車メーカー等のご計画を下回っているという報道を拝見しています。その要因をどのように見ておられるのか。これは1の1です。

1の2は、その中にどの程度の違法要因があると思っておられるのか。

2番目ですが、20年1月になりますと、すべての国内で供用される車は預託管理をすることになります。20年1月になったら、そういうことはもうなくなると期待してよいと思っておられるのか。これが2の質問です。

以上です。

【永田小委員長】 それではどうぞ。

【呉村自動車課長補佐】 2つのご質問についてお答えさせていただきます。

今年の7月14日の審議会のほうでも、流通フローといった形でお答えさせていただいたのですが、平成17年度の自動車の引取られた台数が305万台となっています。当初、処理される台数が500万台ある中で、自動車リサイクル業界としては400万台ぐらい入ってくるだろうと想定されていたのですが、それについてわれわれのほうで分析したところ、いわゆる自動車リサイクルシステムのほうに入って処理されたのが305万台です。一方で輸出のほうが非常に増えていまして、いままで100万台程度と推測されていたものが、135万台ぐらいです。及び最近のオークションなどの発達で、自動車在庫のほうも増加していまして、約10万台ぐらいの増加になっています。残り50万台ですが、これに関しては、やはり法施行前に引取られた車、及び16年12月以前に引取られたものに関しては、自動車リサイクルシステムのほうにカウントされないの、そういったものが含まれるのかなと思っています。

現在、18年度の1月から9月に関しては、前年度比でだいたい20%増ぐらいの形で増えてきていまして、そういった形ではだいたい1月から9月まで、前年度比で35万台ぐらいの増加の形で増えてきていると思っています。

そういう意味で、20年1月に預託金が完了するということですが、少なくともいろいろな指摘があった中で、何十万単位で違法に車が消えているということではなくて、そういう

流通フローの分析をしています。そうは言っても引き続きいろいろなところからいろいろな声を聞いていますので、違法対策、不適正業者に対しては法の遵守をしてもらうよう指導を徹底していくということを思っています。

以上です。

【永田小委員長】石井さん、どうぞ。

【石井（和）委員】1点お願いです。資料5-1の9ページですが、先ほどもご説明がありましたように、容器包装リサイクル法の容器包装区分の拡充ということでみりんとかしょうゆ調味料系のものが容器包装区分としてPETになるわけですが、せっかくの機会ですので、最近、お年寄りという表現がよいのかはあれですが、指定表示が非常に小さいということで見にくいという声がかっこうありますので、せっかくの機会ですので、改定する際に、そういったことをご検討いただければ非常にありがたいと思っています。

それとなかなか経費の点で難しいのかと思いますが、目の不自由な方から、やはり点字で区分がわかるような表記をしていただけるとありがたいという声もありますので、要望としてお伝えを申し上げておきます。ひとつよろしく願いいたします。

【永田小委員長】わかりました。どうもありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。寄本先生、どうぞ。

【寄本委員】教えてもらいたいことがあります。日本は人が住んでいる島は150ぐらいあるのでしょうか。間違えているかもしれませんか。島の上で発生した自動車廃棄物とか容器包装廃棄物などは、以前は引き取り手がなくて大変困っていたようです。それが新しい容器包装のリサイクル関係の法律ができ、事業者側が引き取り責任を負うことになりまして、大変助かっているのではないかと思います。そういう理解でよろしいですか。島の廃棄物の問題です。地域別に特段ありがたい効果が得られたところとかといったことがあり得ると思うのですが、そういうところをもし教えていただければ、情報がありましたらお願いいたします。

【横田リサイクル推進課長】まず容器包装リサイクル法についてですが、容器包装リサイクル法では島は当然どこかの市町村の一部に入っているかと思うのですが、市町村が分別収集を行って、島のところに分別収集場所を作るということになりますと、その島に再商品化の委託を受けたものが取りにいくということになります。当然ながらこの場合は輸送費がかかりますので、値段としては高くなるわけですが、市町村のほうで分別収集をして、そこで容器包装リサイクル協会に引き渡すというご決断をされると、そういう形での対応が取られるということになります。

【永田小委員長】自動車のほうはよいですか。

【呉村自動車課長補佐】自動車のほうも、ASRのほうで利用されなくなったりリサイクル料金を不法投棄対策及び離島対策のほうで使用するようにしています。18年度の計画としては119の離島の市町村のほうから要請がありまして、それについていわゆる運搬費の80%を支援するといった形で離島対策について支援していくということです。

【永田小委員長】 よろしいでしょうか。

【寄本委員】 ありがとうございました。

【永田小委員長】 よろしいでしょうか。もしご質問がないようでしたら、このあたりで審議のほうは終わりにしたいと思います。

季節はずれの暑さで、そういう意味では若干早めに終わらせていただくのは適当かなと思っています。

最後に本日の資料の公開について、事務局のほうから説明してもらいます。

【横田リサイクル推進課長】 本日の配付資料につきましては、すべて公開することとさせていただきます。また、本日の記名の議事録につきましては、原則として会議終了後1か月以内に作成し公開することとし、無記名の議事要旨についても会議終了後速やかに、原則として1週間以内を考えていますが、作成し公開することとしたいと思います。

【永田小委員長】 はい、よろしいでしょうか。

(委員了承)

そのようにさせていただきます。それでは本日はお忙しい中、長時間にわたりまして貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。どうもありがとうございました。これで終わりにさせていただきます。

――終了――